

令和2年度第2回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和2年12月25日(金) 午後2時から午後4時10分まで

場 所 日進市立図書館2階大会議室

出 席 者 昇秀樹、杉山知子、谷口功、岡田育夫、清水香子、長谷川純、鈴木知代子、住田穂積、田中拓己、幸村朋子(敬称略)

欠 席 者 なし

事 務 局 石川達也(総合政策部長)、和田徹(同部調整監)、杉田武史(同部次長兼企画政策課長)、安彦直美(同課課長補佐)、河合一成(同課市政戦略係長)、犬飼啓貴(同課同係主任)

説明の為に出席した者 渡辺誉人(行政課課長補佐)、祖父江篤人(同課行政係長)、岡部功(市民協働課長)、長原詠子(同課課長補佐)、藤永崇(同課市民協働係長)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有(5名)

次 第 1 開会
2 議題
(1) 令和元年度市民参加手続の実施状況及び令和2年度市民参加手続の実施予定について
(2) 日進市自治基本条例第27条に基づく検証について
3 閉会

配 布 資 料 ・資料1 令和元年度市民参加手続の実施状況及び令和2年度の実施予定について
・資料2 自治基本条例検証関係課一覧及び検証シート(第20条から第25条)

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 議題
会 長	議題(1) 令和元年度市民参加手続の実施状況及び令和2年度市民参加手続の実施予定について、説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料1に沿って説明)
会 長	説明について意見や質問はありますか。
委 員	ワークショップ、パブリックコメント等の手続がありますが、それぞれの違いをもう少し説明してください。違いがあまりわからないため、適している手続の判断が難しいと感じています。
委 員	パブリックコメントの説明を注釈として資料中に記載していただきましたが、自分の周りの方にもお聞きしたところ、意味としてはわからないという方ばかりでした。調べたところ、他自治体では簡潔な日本語で説明を加えている例がありました。行政や議会ではよく出てくる言葉ですが、一般の方の目に届く文書では、日進市でも説明するようにしていただけないでしょうか。
委 員	各手続の違いには、主に言葉によって内容を伝えるものと主に文書によって言葉を伝えるものの違いもあるのではないかと感じています。

発 言 者	内 容
会 長	最低限、本委員会で分かりづらい外来語や和製英語を使う場合は、かっこ書きで日本語の説明を加えていただくようお願いします。また、全庁的にその方向で進めてください。各手続については、違いに重点を置いて説明してください。
市 民 協 働 課	附属機関については、法律・条例に定めるところにより市の執行機関が設置し、専門知識の導入や市政に対する市民の意識の反映を目的とする本委員会のような場となります。ワークショップについては、執行機関と市民が集まり、自由な議論を通して一定の合意を図る場です。グループ討論等を行い、自由に意見を交わしあって一定の成果を得る中で、計画等に反映する意見を執行機関が吸い上げるようなものとなります。パブリックコメントについては、計画等の素案を示し、多くの方にご覧いただいたうえで、一定の期間を定めて広く市民の意見を伺うものです。意向調査については、アンケートが典型的な例となります。説明会については、特定のテーマについて説明する場を設け、併せて意見を聴取するものです。各手続の詳細な資料につきましては、ご希望がございましたら提供させていただきます。
委 員	端的にワークショップと意見交換会・公聴会の違いは何でしょうか。
委 員	日進市市民参加及び市民自治活動条例第 15 条には、ワークショップについて、市民と市の執行期間及び市民同士と一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図ることができるような運営に努めるものとして規定されています。いろいろなワークショップに参加していますが、最近のワークショップは、合意形成ではなく、意見を出す場になっている部分が問題ではないかと思っています。ワークショップと公聴会・意見交換会の違いについては、私もぜひお聞きしたいと思います。
市 民 協 働 課	ワークショップの規定については、委員のおっしゃる通りです。説明会は、今後の進め方等を説明することが主になり、その場で合意形成を図るものではありません。意見交換会は説明会とワークショップの間のようなイメージとなります。それぞれ異なる手続ではありますが、対象とする内容によって、またがる部分があるかもしれません。公聴会についても、質問をいただくものとなり、合意形成を図る部分に違いがあります。
事 務 局	ワークショップは市民同士の話し合いが行われる部分に特徴があり、意見交換会・公聴会では、どちらかといえば行政と市民の間で意見交換等が行われる部分に特徴があります。
会 長	説明会や公聴会は、都市計画法で行われるように、国・県・市町村が主体となって住民の意見をくみ上げるものです。ワークショップでは、どちらかという市民が自発的に意見を言うことを狙いとしています。グループ分けし、グループ長が意見をまとめて発表するという手法がよくとられます。
委 員	ワークショップでは一定の合意形成を図るものというイメージがあります。意見交換会・公聴会では合意形成に至らずとも意見を出すものというイメージがあります。

発 言 者	内 容
会 長	ワークショップは一般的に、必ずしも合意形成を図るものではありませんが、日進市の条例では一定の合意形成を図るものとしています。
委 員	確認となりますが、日進市では、ワークショップ手続による合意形成は必ず施策に反映するものとなっており、他の市民参加手続による意見は必ずしもそうではないという区別があるのでしょうか。
事 務 局	手続方法による区別はありません。全て尊重し、必要な意見を取り入れてまいります。
委 員	ワークショップによるものであっても、施策に反映されない意見もあるということですね。
事 務 局	おっしゃるとおりです。
委 員	<p>コロナ禍もあり、開催が難しいところではありますが、ワークショップについては条例に規定されている合意形成の場である内容となるよう努めていただきたいと思います。意見聴取に適した手続としてワークショップを規定するためには重要なことだと考えます。</p> <p>また、ワークショップ等の開催が難しいということに関連して、令和2年度の実施予定では、附属機関とパブリックコメントのみというものがほとんどとなっています。そのような状況では、この2つから得られた意見を施策に反映するということが重要になってくると考えますが、どのようにお考えですか。</p>
委 員	同じような意見として、附属機関、パブリックコメント、説明会がセットのように見えますが、この3つのみで、信託された市政がうまく行えるのか疑問に思います。
委 員	道の駅やスマートインターチェンジ等の大型の事業については、特に市民参加手続を重視し、最低限ではなくできる限りの手続を行うべきと考えます。どのようにお考えですか。
市 民 協 働 課	担当課で施策を練る際、条例に基づき市民参加手続についても検討し、進捗状況・内容に応じて、できる限りのことを行っていると聞きとっております。様々なご指摘をいただいていることは事実ですので、再度、周知を図っていきたいと考えております。
会 長	今年については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮する必要がありますが、今年を前提にはならないと考えます。そのように、全庁へお知らせいただきたいと思います。
委 員	市民参加手続の中で施策に反映した意見として、当初の予定を大きく変更する必要があるものはありましたか。別の言い方をすれば、当初の予定を大きく変更しなければならない意見は反映しないというような基準はありますか。
市 民 協 働 課	一定の基準を設けることは難しいため、施策の内容に応じて担当課が個別に判断しています。
委 員	これまでの事例として当初の予定が大きく変わったものはありましたか。
市 民 協 働 課	手持資料でわかる範囲では、該当するものではありません。

発 言 者	内 容
会 長	市の執行機関や議会が気づいていないようなものの方見方や新型コロナウイルス感染症対応のような想定を超えるような事柄については、当事者でなければわからないことがあります。そのような内容について、鋭敏になっていただきたいと思います。分からないことは恥ではありませんので、意見を擲り上げる感覚を大事にさせていただきたいと考えます。それによって、市政がよくなることは市民参加の意義の一つと考えます。これによって大きく施策が変わるということがあるかもしれません。
委 員	パブリックコメントではマイナーな意見が出てくるのが想定されます。大勢を占める意見なのかどうか、判断が難しいと思います。どのように判断されているのでしょうか。
市 民 協 働 課	パブリックコメントでは多くの意見をいただき、全てに回答し、公表しています。施策ごとに判断することになりますが、いただいた意見を附属機関で再度検討する場合があります。
委 員	そこで主に議論になるのは市民のメジャーな意見かどうかということでしょうか。
市 民 協 働 課	メジャーな意見かどうかは形式的にわからないため、施策ごとに内容を考慮することになります。
会 長	私が知っている範囲でも、審議会へ種類ごとにまとめた意見を報告し、意見の数にかかわらずその内容を審議するということが行われています。 滋賀県の例ではブラックバスの駆除に関するパブリックコメントで、賛成・反対両方の立場から同じ内容で万単位の意見が提出されるということがありました。一方で、意見提出がない場合もあります。住民が関心を持てば多くの意見が出され、関心を持たない場合は意見が出てきません。パブリックコメントにはそのような特徴があります。ワークショップは比較的少人数で行われるものですから、意見が出しやすい等、手続によって特徴がありますので、実のある市民参加のために、それぞれの担当部署で考えて試行を繰り返すことになると思います。
委 員	「その他」の内容について、より充実させることを考えていますか。例えば、市民が自主的に行う勉強会等も市民参加と考えられますが、それは「その他」に当たるのでしょうか。また、そういった勉強会等にどのように関わっていくのでしょうか。条例の趣旨からは、行政が主催するものではない市民参加は「その他」にあたりますか。
市 民 協 働 課	条例上に列挙された手続の他、市の執行機関が適当と認めるものを「その他」としています。加えて、市民参加手続の実施に当たっては、結果の公表等、要件を定めておりますので、まったく自由に行われるものについては、「その他」の対象外となります。
会 長	次に、議題（2）日進市自治基本条例第 27 条に基づく検証について、第 20 条（計画的な市政運営）の部分の説明をお願いします。
事 務 局	（資料 2 に沿って第 20 条の部分の説明）

発 言 者	内 容
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	第5次総合計画の策定時は市議会議員が附属機関の委員として関わっていました。総合計画の策定に当たっては、議会の関与が必要であったと考えますが、どのようにお考えですか。
事 務 局	市議会議員は条例の規定により、法令等で定められたものを除き、附属機関の委員として選任できないこととなっています。議員の皆様は独自に会議傍聴等の取組を行われておりますが、策定手続に直接関与する機会は設けておりません。
委 員	他の附属機関には市議会議員が委員となっているものがあるようですが。
事 務 局	法令により選任が必要となる場合は適用除外となっています。
会 長	具体的にはどの条例ですか。
市 民 協 働 課	日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第5条第1項第8号に規定しています。
会 長	昔は総合計画審議会に議員が入ることが一般的でした。地方分権改革の中で議会の役割を考え直すにあたり、総合計画の審議については議会全体で行うべきとの考えから、全国的に部分的な参加を排除する流れとなっています。日進市のように条例規則で明確に定めている例は比較的少数と思いますが、運用としては一般的です。
委 員	総合計画の進捗管理については、附属機関を設置するべきと考えますが、いかがでしょうか。
事 務 局	進捗管理の内容については確定しておりませんが、ご意見として承ります。
委 員	資料4ページ「3 現状と問題点」にある中間値基準とは、途中の時点で見たと時の達成率ということでしょうか。
事 務 局	総合計画は10年間という長期間の計画となっておりますので、最終の目標値と中間の目標値があります。その中間値を基準としたときの達成率を中間値基準として記載しております。
委 員	達成率と中間値基準はどのような関係にあるのでしょうか。
事 務 局	総合計画には5年目の目標値と10年目の目標値の2つがあります。5年目の目標値の達成率が中間値基準です。
委 員	達成率は100パーセントを目標としていますか。
事 務 局	大・中の施策にはそれぞれ多くの成果指標があります。それらの指標のうち、達成できている指標の数をパーセントで表しています。
委 員	中間値の達成率が相当に低いということですか。
事 務 局	おっしゃるとおりです。
会 長	中間値達成率という言葉のほうがりわかりやすいと思います。
委 員	達成率が低いということで、総合計画の事業がうまくいかなかったという認識になるのでしょうか。原因を明らかにしなければ、計画的な運営ができないと思います。具体的にはどのような方向性ですか。
事 務 局	個別の指標を見たとき、達成に近いものと遠いものがあります。また、指標と

発 言 者	内 容
	して設定した内容が適切でないものと、実際に事業がうまくいっていないものがあります。この2つは分けて考える必要があります。第6次総合計画においては、行ったことが指標に表れるよう、意味のある指標を意識して設定するように全庁で取り組んできました。パブリックコメントの結果も見ながら、最後の見直しを行っていきたいと考えております。
会 長	今後の方向性に、目標設定の仕方や施策推進の方向等について改善していくという内容を、記載したほうがよいと思います。
会 長	それでは、議題(2)日進市自治基本条例第27条に基づく検証について、第21条(開かれた市政運営)の部分の説明をお願いします。
行 政 課	(資料2に沿って第21条の部分の説明)
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	知る権利の保障という観点から3つ申し上げます。議会について、次の3月議会から委員会のインターネット中継が始まりますが、一部中継が行われないことや議会便りのページ数半減、議会報告会の中止等がありますので、積極的な情報公開のためには改善が必要と思います。行政委員会や附属機関の会議について、やむを得ないもの以外は公開していただくようお願いします。また、傍聴時の会議資料の持ち帰り可否についても、判断が分かれることがあります。基準はどのようになっていますか。検証シートについて、公文書公開請求件数や公開件数、不服申立件数等の資料が必要と思います。また、件数についてはウェブサイトで公開する予定はありますか。
事 務 局	議会につきましてはご意見として承り、議会事務局へ連絡をさせていただきます。会議の公開については、会議自体をできる限り公開するため、資料のお持ち帰りをご遠慮いただく場合も想定されます。そういった場合でも丁寧な運営を心掛けてまいります。公文書公開請求件数等については、今回が再掲資料ということもあり、割愛させていただいた部分があります。不足があり、申し訳ありません。なお、自治行政の実績等で公開を行っております。
委 員	情報公開に係る職員研修については、定期的に行っているのでしょうか。毎年度実施されているわけではないようですが。
行 政 課	できるだけ定期的に全階層が受けられるよう行っているところです。
委 員	微妙な判断が必要だと思いますし、申請に対する処分が行われることもあると思いますので、しっかりとした研修が必要と思います。
事 務 局	情報公開に係るものに関わらず、個別の研修については所管課が企画し、制度改正が行われる等、必要な時に必要な階層に向けて研修を行っています。定期的に研修を行ったほうが良いというご意見として承ります。
会 長	制度ができてかなりたちますから、慣れてきているものと考えられますが、実施してきて不都合なことや良かったことはありますか。
事 務 局	おっしゃるとおり、当然の制度として根付いているものと考えております。原則公開として行政課でも指導を行っており、各所属で公開・非公開の判断を行う

発 言 者	内 容
	にあたって悩むこともあります。原則公開という趣旨に添うように実施ができているものと考えております。
会 長	日進市は自治基本条例第8条で知る権利を保障しています。情報公開に力を入れているということですので、これからも頑張ってくださいと思います。
会 長	それでは、議題(2)日進市自治基本条例第27条に基づく検証について、第22条(個人情報の適切な取扱い)の部分の説明をお願いします。
行 政 課	(資料2に沿って第22条の部分の説明)
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	市長とのふれあいトークの申し込みに、団体全員の名簿提出が必要となっています。第22条の条文に抵触するのではないかと考えています。状況に変化はありますか。
行 政 課	担当課で検討中の状況ですが、結論まではこの場で持ち合わせておりません。
会 長	従来はプライバシーの保護という観点でしたが、インターネット等が発達した現代ではそれでは不十分で、個人識別情報の保護が必要となっています。
委 員	サイバーセキュリティについて、日進市は個人情報をどのように管理していますか。誰がどのように管理し、どのように利用されているのでしょうか。また、それを市民がどのように知ることができるのでしょうか。
事 務 局	セキュリティポリシーについては、日進市情報セキュリティ規則を策定しており、日進市公式ウェブサイトで公開しております。また、個別のシステムにより、利用状況を管理しております。
委 員	研究分野においても、調査対象者に対して、取得した情報をどのように管理し、利用するのか説明をすることが倫理的に求められています。行政ではどのような形なのでしょうか。指定管理者から情報が漏洩するようなことについて、どのように責任を取るのでしょうか。
事 務 局	個人情報を取得する際に同意を得ることは行っています。取得情報についてはシステム管理が多くなっています。インターネットから分離されたネットワークに保存され、情報のレベルに応じて利用状況が管理されています。第三者への情報の出し方等も、セキュリティポリシーに基づいて取り扱っています。
委 員	指定管理事業者等も同様に当然の前提として求めているのでしょうか。
事 務 局	個人情報のやり取りをする際は、契約によってその取り扱いを定めています。その中には、再委託の制限等も含まれています。
委 員	どの地方公共団体でも、そのような前提に基づいて運用されているものと思います。一方で、個人情報の漏洩も起きています。もし、漏洩が起きてしまった場合、どのようにケアするのでしょうか。
事 務 局	個別具体の状況によりませんが、漏洩した情報を取り戻すことはできないため、発生する被害を抑えることが主になってくるものと思います。漏洩した内容や状況を対象の方にお伝えすることを行ったうえで、個別の状況にあてはめていくことになると思います。

発 言 者	内 容
会 長	漏洩予防の規定はよくありますが、漏洩した後の規定というものはあまり見ないように思います。個別対応になるものか、はっきりとしたことが申し上げられません。
会 長	それでは、議題（２）日進市自治基本条例第 27 条に基づく検証について、第 23 条(適切な行政手続)の部分の説明をお願いします。
行 政 課	(資料 2 に沿って第 23 条の部分の説明)
会 長	意見や質問はありますか。
会 長	第 21 条の情報公開から第 23 条の行政手続までは、広い意味での適正手続という考え方で、元々、日本にはなかった考え方です。日本は、明治時代にドイツを中心としたヨーロッパ大陸法を取り入れています。これは実体法の体系であり、王権が強い国の考え方で、正義は王にあり、官僚が具体化するというものです。一方でイギリス、アメリカの英米法の体系では、正義は適正な手続によって定められるものと考えます。日本でも、実体法が優位でしたが、20 世紀末からプロセスの適正や説明責任という考え方で、英米法の考え方が取り入れられてきました。法令や条例が整備され、現在は、実態と手続の両方が重要と考えられるようになってきました。元々は異質な考え方でしたが、市民参加も手続であり、主権者の意思を反映する方法の一つです。2 つの考え方を組み合わせた形ですが、現在の行政はある程度、うまく運用しているものと考えられます。諸外国と比較して、日本の行政はレベルが高いものと考えられます。
会 長	全体を通して、意見や質問はありますか。
委 員	条文中で、市の執行機関という言葉が使われていますが、あまりなじまないように思います。例えば、市長と言い換えた方がいいのではないのでしょうか。
会 長	例えば、教育委員会を含めようとすると、市の執行機関という表現になります。
委 員	行政全般という意味だと思いますので、市の執行機関という表現は、いろいろなものを含み、責任転嫁しているように感じます。
会 長	市民参加の面からはおっしゃるとおりの部分があると思います。厳密な表現の面では難しいところがあります。
事 務 局	条例の文言は、正確な表現をし、責任逃れができないようにこの表現を使っています。分かりやすさという面では委員のおっしゃるとおりの部分がありますので、解説等で、趣旨をお伝えするということが大事にしていきたいと考えております。
市 民 協 働 課	補足ですが、日進市市民参加及び市民自治活動条例第 2 条で市の執行機関を定義しており、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会として、市の機関全てを含めております。
委 員	部や課は含まれていますか。
市 民 協 働 課	市長や教育委員会に含まれています。
委 員	市の執行機関が適正と認める場合という規定があるとき、判断は市長が行うという事ですか。

発 言 者	内 容
事 務 局	最終的な判断はそれぞれの機関の長がそれぞれの権限の範囲の中で行うこととなります。例えば、教育委員会は責任者が教育長であり、市長だけが最終判断をするわけではないため、条例は執行機関という言葉を使っています。
委 員	市長、部、課、係等、どのレベルに判断を仰げばよいのですか。
事 務 局	窓口となるのは、職員一人ひとりです。
委 員	部署をまたがる場合は個別に判断を仰げばよいということですか。
事 務 局	部署をまたがる場合は、どの窓口にお話があっても庁内で連携し、市民の方にはいただいた窓口からお返しできることが理想と考えています。これからも努力してまいります。
委 員	今後の日進市や社会全体で考えなければならないことだと思いますが、個人と世帯について意見があります。地方自治体は世帯を単位に施策を行うことが多いですが、個人を区別して必要な施策を行うことが必要だと思います。例えば、ドメスティックバイオレンスの問題でも、世帯の中で情報を出してしまうという事があります。マイナンバーの活用も含めて、準備していてもよいと思います。
会 長	今は一人世帯が一番多くなっています。この傾向は増加していくと考えられます。弱者が一人になることも増えていきます。個人単位の施策を考えていくことが、現実にあった内容となると思います。 また、執行機関という言葉については、条例本文は正確性のために仕方ないと思いますが、解説をする際は分かりやすい言葉を心がけてください。
委 員	達成率という言葉について、企業では一般的に進捗率という言葉を使うように思います。ただ、項目が多いため、進捗率の出し方が難しいと思います。
会 長	検討をお願いします。
会 長	本日の検討は第 23 条までとし、次回は第 24 条(財政)の検証から行います。
	3 閉会